五　当該森林経営計画に係る計画的間伐対象森林のうち、要間伐森林であるものにつき、法第十条の十第二項の規定による通知に係る間伐の方法及び時期に従つて間伐を実施することとされていること。

第十二条第一号の次に次の一号を加える。

二　当該森林経営計画の対象とする森林（市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められているものを除く。以下この号において同じ。）のうち、当該森林経営計画の始期（当該始期前五年以内に主伐としてその立木を伐採した森林にあつては、当該主伐が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して五年を経過する日。以下この号において同じ。）における立木（人工植栽に係る森林にあつては、当該人工植栽をした樹種に係る立木。以下この号において同じ。）の本数が、当該立木と樹種及び樹高を同じくする立木が生育し得る最大の立木の本数に十分の三を乗じて得た本数（その本数が、当該森林経営計画の対象とする森林の面積（ヘクタールで表した面積をいう。以下この号において同じ。）の値に三千本を乗じて得た本数を超える場合には、その乗じて得た本数）を下回るものにつき、当該森林経営計画の始期から起算して二年以内に立木の本数が当該乗じて得た本数を超えることとなるよう、造林することとされていること。

第十三条第一項中「第十一条第四項第二号ロ」を「第十一条第五項第二号ロ」に、「森林施業計画の対象とする森林のうち水源かん養機能等維持増進森林」を「森林経営計画の対象とする森林のうち、水源涵養機能維持増進森林（水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林をいう。次項において同じ。）に、「前条第一号」を「前条各号」に改め、「もののほか、次の」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第六号中「標準伐期齢」とあるのは、「標準伐期齢に十年を加えた林齢」とする。

第十三条第一項各号を削り、同条第二項中「第十一条第四項第二号ロ」を「第十一条第五項第二号ロ」に、「森林施業計画の対象とする森林のうち環境保全機能等維持増進森林」を「森林経営計画の対象とする森林のうち、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林」に、「前条第一号」を「前条各号（第六号を除く。）」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第四号中「要整備森林」とあるのは「要整備森林、第十三条第二項第一号に規定する複層林施業森林及び同項第二号に規定する特定広葉樹育成施業森林」と、同条第八号中「生育している森林」とあるのは「生育している森林、第十三条第二項第二号に規定する特定広葉樹育成施業森林及び同項第三号に規定する択伐複層林施業森林」と、同条第九号中「計画的伐採対象森林」とあるのは「計画的伐採対象森林のうち、第十三条第二項第二号に規定する特定広葉樹育成施業森林及び同項第三号に規定する択伐複層林施業森林以外のもの」とする。

第十三条第二項第一号を次のように改める。

一　当該森林経営計画に係る計画的間伐対象森林（複層林施業森林（複層林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林をいう。以下同じ。）のうち単層林であるものに限る。）のうち、当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材積（以下この号において「間伐前材積」という。）がイに掲げる材積を超える森林につき、間伐前材積から当該森林経営計画の期間内において間伐のため伐採することとされている立木の材積を減じて得た材積がロに掲げる材積以下となるよう、間伐を実施することとされていること。

イ　当該森林の立木の収量比数（森林の立木の単位面積当たりの材積と当該立木と樹種及び樹高を同じくする立木が達し得る単位面積当たりの最大の材積の比をいう。以下同じ。）が百分の八十五となる場合における立木の材積

ロ　当該森林の立木の収量比数が百分の七十五となる場合における立木の材積

第十三条第二項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、「特定広葉樹育成施業森林」の下に「（風致の優れた森林の維持又は造成に必要な樹種として市町村森林整備計画において定められている広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）の育成を行う森林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林をいう。以下同じ。）」を、「されている」の下に「森林並びに地域森林計画、市町村森林整備計画又は当該森林経営計画に従つて作業路網等又は一時的に作業路網等に附帯する施設を設置することとされている」を加え、「標準伐期齢」を「、標準伐期齢（標準伐期齢のおおむね二倍以上に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林にあつては、当該森林につき市町村森林整備計画において定められている林齢）」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号中「森林施業計画の対象」を「森林経営計画の対象」に、「次号に規定する森林、特定広葉樹育成施業森林及び当該森林施業計画」を「当該森林経営計画」に、「除く」を「除き、択伐複層林施業森林（択伐による複層林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林をいう。以下同じ」に改め、「されているもの」の下に「に限る。）」を加え、「を超えない」を「以下である」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四　当該森林経営計画の対象とする森林（択伐複層林施業森林以外の複層林施業森林（人工植栽に係る森林及び根株における発芽による更新が可能なものとして市町村森林整備計画において定められている樹種が生育している森林に限る。）に限る。）のうち、主伐としてその立木を伐採することとされているものにつき、当該森林経営計画の期間内に伐採することとされている立木の材積が、当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材積の十分の七に相当する材積以下であること。

五　当該森林経営計画に係る計画的伐採対象森林（複層林施業森林に限る。）のうち、主伐としてその立木を伐採することとされているものにつき、樹種、林相及び林齢を同じくする森林ごとに当該森林経営計画の期間内に伐採することとされている立木の材積が、イに掲げる材積を減じて得た材積以下（イに掲げる材積がロに掲げる材積に満たない場合にあつては、零）であること。

イ　当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材積

ロ　当該森林の上層木（森林の最上層を構成する立木をいう。以下同じ。）と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積の二分の一（択伐複層林施業森林にあつては、十分の七）に相当する材積

第十三条第二項第六号及び第七号を削り、同項第八号中「森林施業計画に」を「森林経営計画に」に、「森林施業計画の期間内」を「森林経営計画の期間内」に改め、「次の」を削り、「得た材積」の下に「以下」を加え、「〇立方メートル）を超えない」を「零）である」に改め、同号イ中「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、同号を同項第六号とし、同項第九号中「森林施業計画」を「森林経営計画」に、「付録第十」を「付録第五」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　当該森林経営計画に係る計画的伐採対象森林（複層林施業森林のうち人工植栽に係るものに限る。）のうち、当該森林経営計画の始期における当該森林の上層木の林齢が標準伐期齢以上であり、かつ、樹種、林相及び林齢を同じくする森林ごとの当該森林の立木（下層木（森林の最下層を構成する立木をいう。以下同じ。）を除く。以下この号において同じ。）の材積がイに掲げる材積を超える森林につき、当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材積から当該森林経営計画の期間内に伐採することとされている当該森林の立木の材積を減じて得た材積が、ロに掲げる材積以下となるよう、伐採することとされていること。

イ　当該森林の立木の収量比数が百分の七十五となる場合における立木の材積

ロ　当該森林の立木の収量比数が百分の六十五となる場合における立木の材積の百分の百十に相当する材積